

告示第 36 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達する。

なお、当該書類は市長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年3月24日

館山市長 森 正



記

氏名	書類名	備考
鈴木 孝男	令和7年度 介護保険料額変更通知書兼特別徴収中止通知書	